

サービス概要

市町村特別給付

市町村独自のサービス
(例えば、給食配食サービス、移送サービスなど)

介護給付

居宅サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売

地域密着型サービス

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

住宅改修

居宅介護支援

施設サービス

- ①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護医療院、④介護療養型医療施設

予防給付

介護予防サービス

- ①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護、⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与、⑩介護予防特定福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス

- ①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

介護予防住宅改修

介護予防支援

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

(必須事業)

- ①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業

包括的支援事業

(必須事業)

- ①第1号介護予防支援事業
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤在宅医療・介護連携推進事業
- ⑥生活支援体制整備事業
- ⑦認知症総合支援事業
- ⑧地域ケア会議推進事業

任意事業

- ①介護給付等費用適正化事業
- ②家族介護支援事業
- ③その他の事業

保健福祉事業

- ・要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- ・被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業
- ・指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業
- ・被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業

要介護者
(要介護1～要介護5)

要支援者
(要支援1・要支援2)

※介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は要支援2のみ

第1号被保険者

一般高齢者